

(案)

オプション健診に関する覚書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づき実施する令和 7 年度「まちかど健診」において、特定健康診査と同時実施するオプション健診について、全国健康保険協会宮城支部（以下「甲」という。）及び〇〇 〇〇（以下「乙」という。）との間で、必要な事項について次のとおり覚書を取り交わすこととする。

（実施業務）

第 1 条 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）」に定めのない業務、オプション健診募集要項「オプション健診の実施基準について」で定める検査（以下「オプション健診」という。）及びその手順については、募集要項に定める実施方法により行うものとする。

2 オプション健診の実施結果については、乙が当該オプション健診の実施件数等の実績を確認できる実施結果報告書（様式 1）を請求書に添えて甲に提出するものとする。実施結果報告書は、電子媒体又は紙媒体による提出とし、健診実施日、実施したオプション健診、受診者氏名、支部番号、記号番号、実施件数、検査結果及び判定を明記したものであれば任意の様式も可とする。なお、実施結果報告書の提出に当たっては、セキュリティ便等（書留等による郵送も可）によって行うこと。電子媒体で提出する場合は媒体データ納品にかかる報告書（様式 2）も併せて提出すること。

（対象者）

第 2 条 オプション健診の対象者は、乙に健康保険の資格情報が確認できるもの（資格確認書、マイナ保険証及び資格情報のお知らせ等）及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）のうち、オプション健診の実施を希望する者とする。

（委託料）

第 3 条 委託料は超音波法による骨粗鬆症検診の場合で受診者一人当たりの単価を 800 円（税込）、手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影による眼底検査の場合で受診者一人当たりの単価を 1,232 円（税込）※片目のみ実施の場合は単価 792 円（税込）とする。

（委託料の請求）

第 4 条 オプション健診においては、乙は令和 7 年 12 月実施分までを令和 8 年 2 月 15 日までに第 1 条第 2 項で定める実施結果報告書を添えて、甲に請求するものとする。

なお、その際に同時に実施した特定健診部分については、すでに社会保険診療報酬支払基金に請求していることを前提とする。

（委託料の支払い）

第 5 条 甲は乙から、前条に係る請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求書受理後、30 日以内に乙に請求額を支払うものとする。また、結果に関する内容について問題がある場合は、甲は乙に対し、直接照会又は返戻を行うものとする。

2 なお、乙が適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書として請求することとし、消費税額は、税込請求金額の合計に対して 10/110 を乗じて算出した額（当該消費税額に

(案)

五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。) とする。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第6条 乙において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載された内容及びオプション健診に係る実施要項の内容と異なる業務・請求を行った場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 乙は、社会保険診療報酬支払基金からオプション健診実施者が、受診日において資格喪失等により第2条で定める対象者でないことの連絡を受けた場合は、遅滞なく甲に連絡を行うこととし、第5条に係る費用の支払を甲から受けている場合は、乙は当該費用について甲に返納を行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、甲から提供を受けた対象者データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき確実な漏洩の防止等適切な管理を行うものとする。

(有効期限)

第8条 この覚書は、契約締結の日から令和8年3月31日まで効力を有する。

(契約の解除)

第9条 甲及び乙は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、相手方に対して30日前までに文書による予告を行うことによりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができ、その旨を公表することができる。

(1) 乙が本契約に違反したとき。

(2) 健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合。

(3) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(4) 乙の財産状態に著しい悪影響を及ぼす差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。

(5) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(6) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

(7) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(8) 甲が事前に行う契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他の不正行為により契約の相手方となったとき。

(9) 乙がこの契約の解除を請求し、その理由が正当と認められるとき。

(10) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。

(11) 民法第542条第1項又は第2項に定める事由に該当したとき。

(12) 本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(13) 当該業務の遂行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

(案)

(14) 乙並びに乙の責任者等又は業務委託員が契約に違反し、当該業務の実施に関して知りえた秘密を漏らし、又は盗用したとき。

3 前項の規定により、この契約の全部又は一部が解除となった場合においては、甲は委託内容が既に履行された場合、又は返還すべき成果物が既にその用に供されていた場合でも、これにより受けた利益を返還しないものとする。

4 第2項に基づき契約が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(暴力団等の排除)

第10条 乙は、次に掲げる組織又は次に掲げる個人が役職員として在職する組織に該当しないことを誓約する。併せて、再委託（再委託先の契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）を行う場合には、再委託先の業者についても次に掲げる者に該当しないことを誓約する。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員との間で社会的な非難の対象となる関係を有している者

2 乙は、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを誓約する。

(1) 脅迫的、暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 乙が第1項又は前項の誓約に違反したときは、甲は、何らの予告をすることなく直ちに本契約の全てを解除することができる。

4 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙が、第9条第1項に基づき契約の解除をした場合において、甲又は乙が相手方からの解除において、損害を生じたときは、相手方に対し当該損害について損害を請求することができる。

2 第9条第2項又は第10条第3項の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対し甲が被った損害に限り賠償しなければならない。

3 甲及び乙は、本契約書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し相手方が被った損害に限り、その損害を賠償しなければならない。

4 前三項の損害の範囲において、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

5 その他の事項については、双方協議のうえ解決するものとする。

(案)

(紛争又は疑義の解決方法)

第 12 条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第 13 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 7 条【個人情報の保護】、第 11 条【損害賠償】、第 12 条【紛争又は疑義の解決方法】及び本条はなお有効に存続するものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第 14 条 第 1 条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施したオプション健診について、乙がその結果に係るデータ（画像データ等の乙のみが保有するデータも含む）を有している場合には、乙は、オプション健診の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項または本覚書各事項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲：宮城県仙台市青葉区中央 4-4-19
全国健康保険協会 宮城支部
支部長 青柳 直志

乙：宮城県仙台市青葉区-----
〇〇会
〇〇